

# 令和6年度

## 龍ヶ崎市一般廃棄物処理 実施計画



令和6年3月 龍ヶ崎市都市整備部生活環境課

## は じ め に

「一般廃棄物処理計画」は長期的な計画となる基本計画と、その実現のため単年度の計画となる実施計画の2つがあります。

### 【参考】

基本計画：龍ヶ崎市ごみ処理基本計画（令和6年度～令和20年度）

実施計画：龍ヶ崎市一般廃棄物処理実施計画（単年度ごとに策定）

「龍ヶ崎市一般廃棄物処理実施計画」は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』第6条及び『龍ヶ崎市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例』第10条の規定に基づき、単年度ごとに、市内から生ずる廃棄物発生量の見込みや、ごみの減量化・資源化、適正処理を推進するための方策など、基本計画で定める目標の達成に向けた具体的な取組みを定めています。

令和2年1月に国内での感染が確認された新型コロナウイルス感染症によって、様々な行動制限がなされ、社会経済への大きな影響を及ぼしておりましたが、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行され、これまでのコロナ禍において制限されていた、人流が活発化して個人消費の回復の兆しも見え始め、景気の回復に伴い増加が懸念されるごみについて、排出抑制及び資源化率向上等の取組みが本市に引き続き求められることとなります。

本市においては令和4年度から5年度にかけて、令和6年度から令和20年度を計画期間とするごみ処理基本計画の策定をいたしました。この計画の中で、家庭系ごみの排出状況は、人口の減少に比べ、収集ごみ量の減少が鈍化傾向を示しているという結果となっております。家庭系収集ごみの内訳では、86パーセントを燃やすごみが占めること等から、令和6年度については、燃やすごみの中に含まれる資源物、特に紙類の分別精度の向上が図れるよう、市民意識の醸成を図るとともに、ごみの排出抑制に着目した取組みを検討・実施してまいります。

# 目 次

## I. ごみ処理実施計画

### 1. 計画処理区域と計画処理区域内人口等

- (1) 計画処理区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 計画処理区域内人口等・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### 2. 排出量

- (1) ごみ排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 資源物排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### 3. 収集・運搬計画

- (1) 収集・運搬主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 収集方法別のごみ・資源物量・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 収集回数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (4) 収集方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (5) 搬入先別のごみ・資源物量・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (6) 収集・運搬・処分に係る委託業者及び許可業者・・ 4

### 4. ごみ・資源物の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～6

### 5. ごみの排出抑制・資源化計画・・・・・・・・・・・・・・ 7～10

### 6. 処理計画

- (1) ごみ処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (2) リサイクルプラザ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (3) 灰溶融施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (4) 木くず類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (5) 廃食用油・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (6) ペットボトルキャップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (7) 生ごみ（資源化するもの）・・・・・・・・・・・・・・ 11

### 7. 一般廃棄物最終処分場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

## II. 生活排水処理実施計画

### 1. 計画処理区域と計画処理区域内人口等

- (1) 計画処理区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (2) 計画処理区域内人口等・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

### 2. 排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### 3. 収集・運搬計画

- (1) 収集・運搬主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (2) 収集・運搬する一般廃棄物量・・・・・・・・・・・・ 12
- (3) 収集回数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (4) 収集方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (5) 一般廃棄物の搬入先別内訳量・・・・・・・・・・・・ 13
- (6) 収集・運搬に係る許可業者・・・・・・・・・・・・・・ 13

### 4. 処理計画

- (1) し尿処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

# I ごみ処理実施計画

## 1. 計画処理区域と計画処理区域内人口等

### (1) 計画処理区域

区分	計画処理区域	
	計画処理区域	自家処理区域
燃やすごみ	市内全域	-
燃やさないごみ	市内全域	-
粗大ごみ	市内全域	-
資源物	市内全域	-

### (2) 計画処理区域内人口等

区分	面積 (k㎡)		人口 (人)	
	全域	計画処理区域	全域	計画処理区域
令和5年10月1日	78.59	78.59	75,635	75,635
世帯数			35,611	35,611
令和6年10月1日	78.59	78.59	75,266	75,266
世帯数			36,001	36,001

## 2. 排出量

### (1) ごみ排出量 (排出者別の分類)

(単位：トン)

区分	家庭からの排出量	事業所からの排出量	項目計
燃やすごみ	16,604	4,677	21,281
燃やさないごみ	795	26	821
粗大ごみ	65	5	70
計	17,464	4,708	22,172

### (2) 資源物排出量

(単位：トン)

資源物	排出量
ビン	426
カン	197
紙類	1,618
布類	110
ペットボトル	399
白トレ	4
木くず類・草※	2,150
廃食用油	4
ペットボトルキャップ	4
小型家電 (パソコン含む)	6
生ごみ	87
計	5,005

(※草排出量は公共事業分)

### 3. 収集・運搬計画

#### (1) 収集・運搬主体

収集・運搬主体	収集・運搬する一般廃棄物
市直接	粗大ごみ（1個1,570円）、廃家電（1個1,570円）、白トレイ、廃食用油、ペットボトルキャップ、小型家電
市からの委託	一般家庭から排出される燃やすごみ、燃やさないごみ、ビン、カン、紙類、布類、ペットボトル、木くず類、たぬき等の動物の死体
市許可業者	事業所から排出される燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物
収集・運搬ができないもの（ごみ処理施設「クリーンプラザ・龍」で適正処理が困難なため）	
建築廃材、バイク（自動二輪車及び原動機付自転車）、ピアノ、耐火金庫、医療系廃棄物（注射器など）、爆発引火等の危険があるもの（ガソリン、ガスボンベなど）、自動車部品等（バッテリー、タイヤなど）、土砂、石、レンガ、コンクリート、消火器（中身が入っているもの）、オイル、塗料又は毒性のある薬品、PCB廃棄物、その他市長が処理困難と認めるもの	

#### (2) 収集方法別のごみ・資源物量

（単位：トン）

区分	市の委託業者や事業所が契約する許可業者等による収集・運搬	一般家庭や事業所から直接搬入	子ども会などの集団回収	計
燃やすごみ	21,014	267		21,281
燃やさないごみ	793	28		821
粗大ごみ	51	19		70
資源物	2,758	2,202	45	5,005
ビン	425		1	426
カン	196		1	197
紙類	1,576		42	1,618
布類	109		1	110
ペットボトル	147.0	252		399
白トレイ	4			4
木くず類・草※	200	1,950		2,150
廃食用油	4			4
ペットボトルキャップ	4			4
小型家電（パソコン含む）	6			6
生ごみ	87			87
計	24,616	2,516	45	27,177

（※草排出量は公共事業分）

(3) 収集回数

区分	収集回数	区分	収集回数	
燃やすごみ	3回/週	資源物	ステーション	2回/月
燃やさないごみ	2回/月		サンデーリサイクル	1回/週 (毎週日曜日)
粗大ごみ	2回/週		店頭	3回/週
廃家電	2回/週		コミュニティセンター	2回/月
小型家電	随時 (閉庁、閉店時除く)		市役所および出張所	2回/月
充電池インクカートリッジ	随時 (閉庁時除く)			

(4) 収集方法

区分	収集方法
燃やすごみ	集積所方式 約2,152か所
燃やさないごみ	集積所方式 約2,152か所
粗大ごみ	戸別収集 (要予約)
廃家電	戸別収集 (要予約)
小型家電	拠点回収 (市役所、西部・東部出張所、たつのこアリーナ、協力店舗) 6か所 ※パソコン回収は、市役所のみ
充電池インクカートリッジ	拠点回収 (市役所、西部・東部出張所) 3か所
資源物	ステーション方式 469か所
	拠点回収 (サンデーリサイクル) 3か所
	拠点回収 (店頭等) 11か所
	拠点回収 (コミュニティセンター) 13か所
事業所ごみ	事業者自ら処分するか、又は市の許可業者に依頼する。

(5) 搬入先別のごみ・資源物量

区分	クリーンプラザ・龍	霞資源(有)	(有)イー・パック牛久・(株)ドリーム	うしくがリンファーム(株)	(株)竜ヶ崎資源センター	日立セメント(株)神立資源リサイクルセンター	(株)協和	(株)美浦クリン・丸太建設(株)	その他(集団回収分)	項目計
燃やすごみ	21,281									21,281
燃やさないごみ	821									821
粗大ごみ	70									70
資源物	1,976	487	1,710	4	4	87	252	440	45	5,005
ビン	425								1	426
カン	196								1	197
紙類	1,131	445							42	1,618
布類	67	42							1	110
ペットボトル	147						252			399
白トレ	4									4
木くず類・草			1,710					440		2,150
廃食用油				4						4
ペットボトルキャップ					4					4
小型家電 (パソコン含む)	6									6
生ごみ						87				87
計	24,148	487	1,710	4	4	87	252	440	45	27,177

※紙類・布類・・・ステーション回収分は塵芥へ、サンデーリサイクル分は霞資源へ

※ペットボトル・・・家庭からの回収分は塵芥へ、事業所から排出される分の一部は(株)協和へ

(6) 収集・運搬・処分に係る委託業者および許可業者

ア. 委託業者

業者名	住所	委託内容	収集区域
(有)栄広社	龍ヶ崎市954-2	ごみ・資源物の収集・運搬	全域
(株)協和	龍ヶ崎市貝原塚町4053-2	ごみ・資源物の収集・運搬	全域
龍ヶ崎廃棄物協同組合	龍ヶ崎市4255	ごみの収集・運搬	全域
みずほりサイクル協同組合	龍ヶ崎市高作町43-1	資源物の収集・運搬	全域
県南環境事業協同組合	龍ヶ崎市羽原町1976-19	資源物の収集・運搬	全域
竜ヶ崎環境衛生協同組合	龍ヶ崎市3611	資源物の収集・運搬	全域

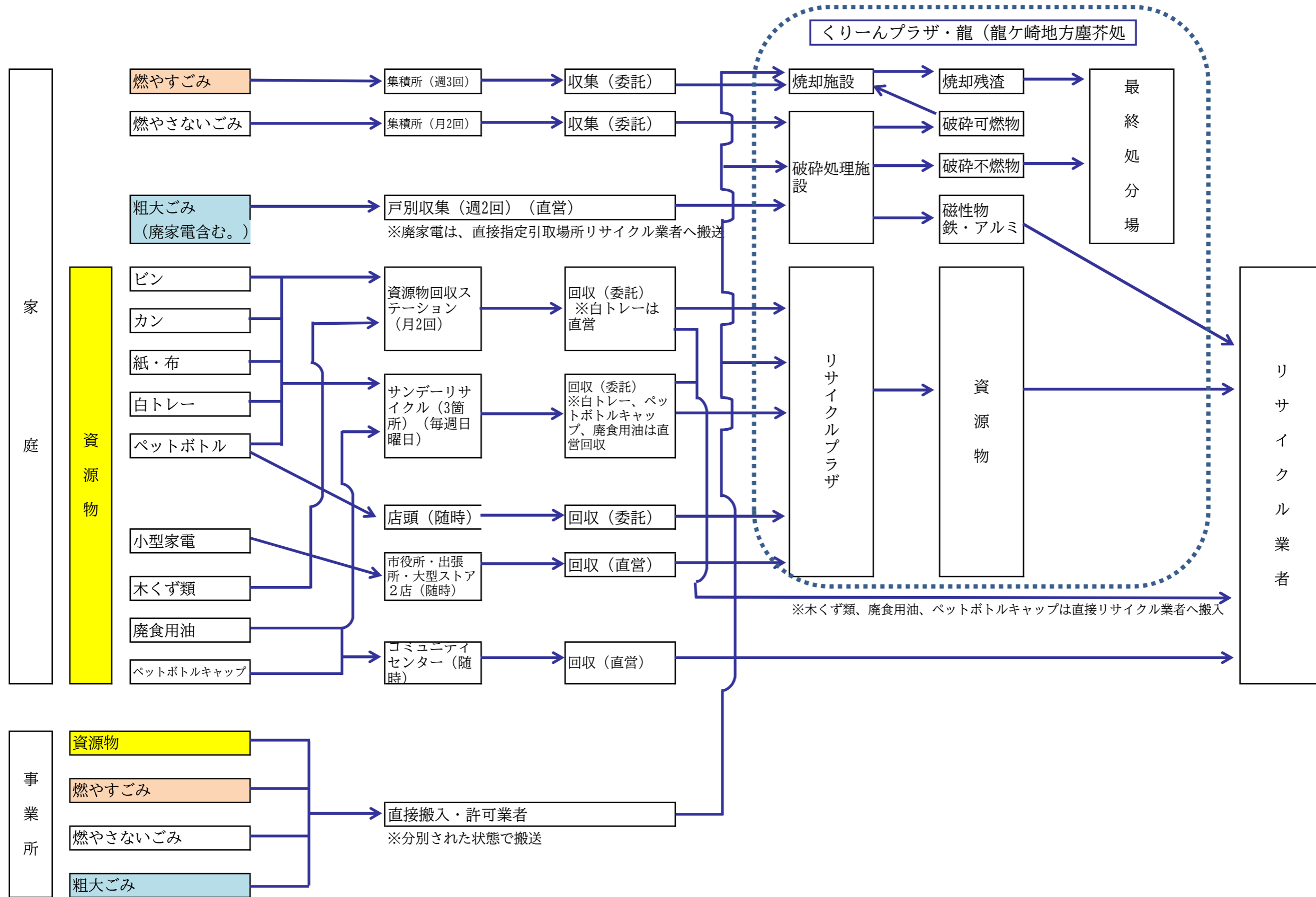
令和6年4月1日現在

イ. 許可業者

業者名	住所	許可内容	収集区域
(有)石浜	龍ヶ崎市697	ごみの収集・運搬	全域
(株)伊東商事	土浦市西根南2-11-21	ごみの収集・運搬	全域
(株)栄林	龍ヶ崎市佐貫3-11-14	ごみの収集・運搬	全域
(有)エス・ディ・エス	阿見町阿見4666-1442	ごみの収集・運搬	全域
風見産業(株)	龍ヶ崎市3611	ごみの収集・運搬	全域
北関東通商(株)	水戸市東前3-234	ごみの収集・運搬	全域
(株)協和	龍ヶ崎市貝原塚町4053-2	ペットボトル処分	全域
(株)協栄	龍ヶ崎市城ノ内1-20-2	ごみ・木くずの収集・運搬	全域
(有)クリーン産業	利根町羽中1391	ごみの収集・運搬	全域
(株)恋瀬産業	石岡市石岡12883	ごみの収集・運搬	全域
(株)広進	牛久市女化町63-2	ごみの収集・運搬	全域
(有)榊原商店	潮来市潮来7166	ごみの収集・運搬	全域
(有)佐藤産業	土浦市荒川沖6-329	ごみの収集・運搬	全域
(有)総合環境サービス	我孫子市布佐3398	ごみ・廃家電の収集・運搬	全域
(株)十河サービス	東京都板橋区南常盤台1-18-7	ごみの収集・運搬	全域
(株)そめや	牛久市中央5丁目13番地11 中島ビル3階	ごみの収集・運搬	全域
(有)田岡商店	取手市宮和田1030-29	ごみの収集・運搬	全域
(株)千葉総業	柏市逆井1247	ごみの収集・運搬	全域
塚本商店	龍ヶ崎市大徳町361-66-26-1	ごみの収集・運搬	全域
(株)ドリーム	龍ヶ崎市大徳町223	ごみの収集・運搬・木くず等処分	全域
日和サービス(株)	日立市東成沢町2-2-10	ごみの収集・運搬	全域
(有)ニュークリン	龍ヶ崎市羽原町1755	ごみの収集・運搬	全域
(有)萩原清掃社	龍ヶ崎市藤ヶ丘6-26-1	ごみの収集・運搬	全域
(有)光企業	取手市寺田4888	ごみの収集・運搬	全域
(有)山新商会	龍ヶ崎市上大徳新町28	ごみの収集・運搬	全域
(有)和光商事	千葉県香取郡多古町南玉造1665-1	ごみの収集・運搬	全域
(有)ワタベ商会	牛久市岡見町2845-6	ごみ・食品残渣の収集・運搬	全域

※50音順 令和6年4月1日現在

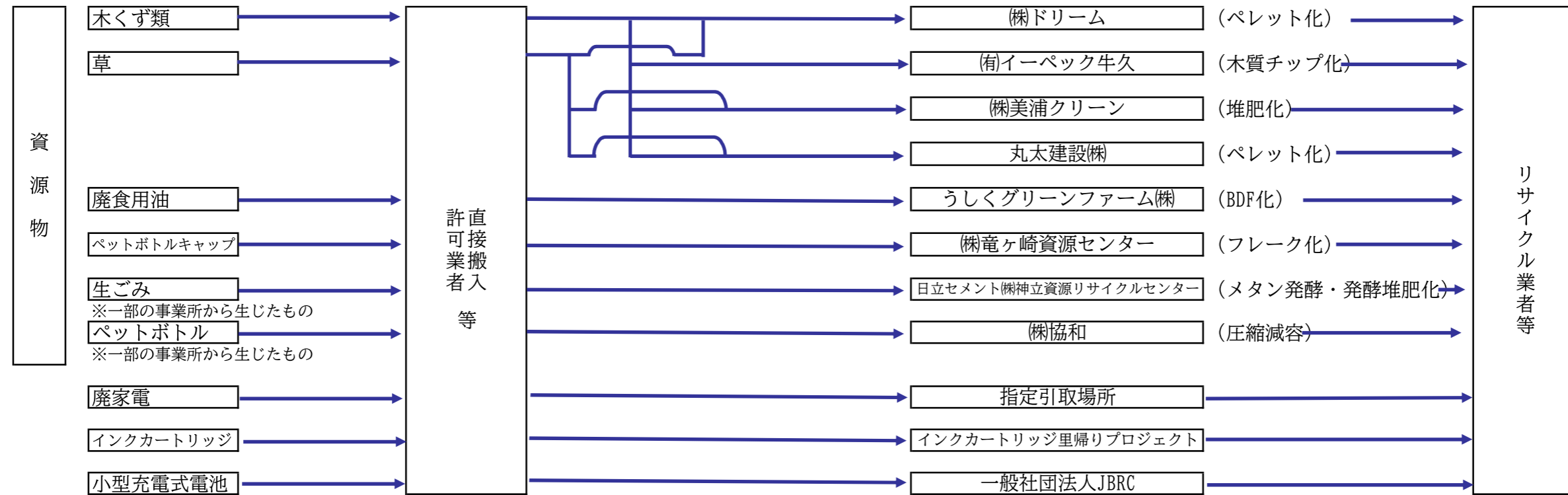
4. ごみ・資源物の流れ



※民間企業等によるリサイクルは次頁を参照。



○民間企業等によるリサイクルの流れ



5. ごみの排出抑制・資源化計画

施策	ごみ処理基本計画の位置づけ		令和6年度の取り組み
番号	施策	施策の内容・方向	
<b>第1節 排出抑制計画</b>			
1-1	<p>◆ごみ発生・排出抑制に向けた指導・啓発活動◆ 市民・事業者との協働を基本に効果的なごみの発生・排出抑制に向けた啓発活動を行います。</p>	<p>(1) 市民による発生・排出抑制 1) 啓発事業の推進 2) 市民協働の推進</p> <p>(2) 事業者による発生・排出抑制 1) 認定制度の周知拡大 2) 減量計画書による指導強化 3) 民間処理システムの支援と適正負担 4) 情報提供の推進</p>	<p>☆市広報紙「りゅうほー」、市公式ホームページ・LINEなど多様な媒体を活用し、ごみの減量やリユース・リサイクルに関する分かり易い情報発信に努めます。</p> <p>・環境に関するイベントにおいてごみや資源物の分別方法及びリサイクルに関する啓発活動を行い、意識の醸成を図ります。</p> <p>☆市民のごみ・リサイクルへの関心を高めるため、出前講座においてごみ減量の重要性やリサイクルの状況・分別方法などを説明するとともに、ごみ・リサイクル施設の見学会を継続して開催します。</p> <p>・プラスチック対策に関する啓発や関係者へのヒアリング等を通じて、取り組みについて議論を進めます。</p> <p>☆小中学生向けの環境学習の機会（こども環境教室等）を提供します。また、民間事業者と連携した新たな環境学習の機会を創出します。</p> <p>・小中学生の施設見学を支援します。（くりーんプラザ・龍ほか）</p> <p>・ごみ減らし隊の協力を得ながら、地域でごみの分別の徹底、適正な排出を促進します。</p> <p>・家庭における食品ロス削減については引き続き意識の醸成を図るため情報発信に努めます。</p> <p>・環境にやさしい事業活動に取り組む店舗や事業所を「エコショップ」「エコオフィス」に認定し、その取り組みをりゅうほーや市公式ホームページで紹介します。</p> <p>☆集積所への事業系ごみ不適正排出に対し指導、啓発を行います。また、悪質な事案が確認された際は、茨城県や竜ヶ崎警察署と連携し、対応の強化を図ります。</p> <p>・茨城県による『いばらきフードロス削減プロジェクト』と連携し、事業者における食品ロスの削減に向けて、現状のヒアリングを実施するとともに、有効な対策や、他事業所へ応用させるために市が支援すべき内容について、引き続き検討を行います。</p> <p>・市公式ホームページなどを活用し、飲食店等における食品ロス削減の取り組みを推進します。</p>
1-2	<p>◆誘導策の検討・導入◆ ごみ排出抑制のために取り組むことのできる誘導策を検討、実施します。</p>	<p>(1) 家庭系ごみ有料化の検討</p> <p>(2) その他の誘導策の検討 1) マイバック持参運動・レジ袋削減等の更なる推進 2) 表彰制度の検討 3) 新たな分別区分の検討 4) 率先した取り組み</p>	<p>・先進事例の制度運用及び効果などの調査・研究等を通じて、ごみ有料化制度の理解を深めます。また、指定ごみ袋のサイズについて調査検討します。</p> <p>・マイバックについて、家庭にあるマイバックやレジ袋の繰り返し使用を広く呼びかけ、レジ袋等のプラスチックごみを削減するとともに、ごみの発生抑制を図ります。</p> <p>☆使用済みプラスチック製品のリサイクル及び排出抑制に向けた取り組みについては、今後検討されるごみ処理の広域化と併せ、組合や他市町村と連携した実施可能なプラスチックのリサイクル等を調査研究します。</p> <p>・4Rの原点に立ち、生ごみを減量する取り組みから、生ごみを発生させない取り組み（Refuse（リフューズ）、Reduce（リデュース））を強化します。</p> <p>☆粗大ごみの直接回収を継続するとともに、Reuse（再使用）の観点に立った民間事業者と連携した多様な回収サービスを広く展開します。</p>
1-3	<p>◆環境物品への転換◆</p>	<p>(1) 行政によるグリーン購入等の促進</p> <p>(2) リユース容器・デポジット制の活用</p>	<p>・リサイクル事務用品の使用を積極的に推進するとともに、ごみの減量化を図るため関係課との情報共有や業務連携を強化し組織全体でのごみ排出抑制意識の醸成を図ります。</p> <p>・市が主催・共催・後援し、飲食を伴うイベントにおいて、リユース容器等の使用を推奨します。</p> <p>・資源物の分別徹底を図るため、イベント開催時には、分別用コンテナの貸し出しや、分別方法の周知・啓発を行います</p>

☆は重点取組事項

1-4	<p>◆国・県等への要請◆ 製造・流通事業者への拡大生産者責任の働きかけによる費用負担のあり方、自主回収の促進、商品の販売時における簡易包装化、リサイクルしやすい製品の開発等について国や県、その他業界団体への働きかけを行います。</p>	-	<p>・拡大生産者責任への認識の向上、さらにはその取組の徹底に向けて、県政への要望などを通じて働きかけを行います。とりわけごみ処理場における事故防止のため、電子たばこや加熱式たばこ、モバイルバッテリー等の二次電池使用製品のリサイクルについて、強く要望します。</p>
<b>第2節 資源化計画</b>			
2-1	<p>◆行政による資源化の推進◆ 環境負荷を考慮したうえで、分別・収集・処理システムを構築し、組合と協力し資源化を推進します。</p>	<p>(1) 資源化の検証</p> <p>(2) 新たな資源化システムの検討 1) 廃食用油資源化の検討 2) 剪定枝等の更なる資源化の検討 3) 廃棄物系バイオマス利活用の検討 4) プラスチックの資源化の検討 5) その他資源化の検討</p>	<p>☆リサイクルに関する意識の醸成を目指し、資源物の回収方法や品目、拠点の追加について検討を進めます。 ☆市役所本庁舎等での小型家電の16品目の回収を継続するとともに、その他の品目について、民間事業者と連携した多様な回収サービスを広く展開します。</p> <p>・引き続きパソコンの無料回収を行います。</p> <p>・新たな技術等により資源化が可能となる品目について注視し、リサイクル実施の可否について検討します。 ・引き続き、廃食用油と木くず類の資源化を推進します。</p> <p>☆小型充電式電池及びインクカートリッジについては、資源化を推進するため、継続してリサイクルルートの情報発信を広く行います。</p> <p>・量販店などの事業所とリサイクル協力の検討を図ります。 ・プラスチックの資源化について他市町村の動向に注視し本市におけるプラスチック資源化への取り組みを検討します。</p> <p>☆資源の有効活用や持続可能な循環型社会実現に向けた市民意識の醸成を目指し、ペットボトルの水平リサイクル事業に関する情報発信、事業展開を広く行います。 ☆廃棄物系バイオマスの資源化については、令和13年度以降の新たなごみ処理体制構築と併せ、組合や他市町村と連携し調査検討を進めます。</p>
2-2	<p>◆家庭における資源化の推進◆ 各家庭における資源化を促進するため、右記の取組を推進します。</p>	<p>(1) 分別の徹底</p> <p>(2) 資源回収事業への支援</p> <p>(3) 生ごみ堆肥化等の推進</p>	<p>・ごみ・資源物の出し方に関するチラシを作成・配布します。</p> <p>☆外国人に向けたごみ・資源物の出し方に関する分かり易い情報提供方法を検討します。 ☆りゅうほ一、市公式ホームページ及びLINE等を通じて分別の徹底を呼びかけます。 ☆ごみ集積所・資源物回収ステーションを巡回し、掲示物等による分別指導を行います。</p> <p>・分別誤りや問い合わせの多い品目について整理し、市公式ホームページ等を活用して広く周知します。 ・サンデーリサイクルを継続して実施します。</p> <p>☆燃やすごみとして排出されがちな木くずについて、民間事業者を活用した資源化の取り組みに係る情報発信に努め、資源化率の向上を図ります。 ☆紙類リサイクルを促進させるため、これまでの「りゅうほ一」や市公式ホームページを通じた情報提供等に加え、各種イベントにブースを出展するなど、紙類リサイクルの認知度アップに努めます。</p> <p>☆ごみの減量・リサイクル活動普及に関する取り組みを増進するため、意識の醸成を目的としてごみ減らし隊や住民自治組織代表者等を対象とした研修会等を開催します。</p> <p>・集団回収や地区のリサイクル事業に対して助成金を交付します。 ・集団回収の手引きやりゅうほ一などを活用して集団回収活動を促進します。</p> <p>・大型生ごみ処理機の導入や、市内農家と連携した堆肥の広域利用など、市民主体の運営による集団的な取組の可能性について検討します。 ・生ごみの減量・資源化に向けた取り組みについて、先進事例などを参考に検討します。</p>
2-3	<p>◆事業者による資源化の促進◆ 資源化が十分ではない事業系ごみの資源化を促進するため、右記の施策を実施します。</p>	<p>(1) 事業系ごみの排出指導の強化</p>	<p>・「りゅうほ一」や市公式ホームページ等により事業系ごみの適正な処理に関する啓発に努めます。</p> <p>☆事業系一般廃棄物の資源化率向上を図るため、収集運搬許可業者等が独自に取り組む資源化に係る事業を調査し、今後のごみ減量に有効な施策の検討を行います。</p> <p>・住民自治組織やごみ減らし隊と連携し、事業系ごみの不適正排出の把握に努めるとともに、当該事業者に対する指導を行います。</p>

☆は重点取組事項

2-3			<ul style="list-style-type: none"> <li>・龍ヶ崎地方塵芥処理組合との連携により、一般廃棄物収集運搬許可業者の抜き打ち調査を実施し、事業系一般廃棄物を適切に収集運搬するよう指導します。</li> <li>・食品ロスを削減し、資源化を進めるため、事業所の食品リサイクルの支援を引き続き行います。</li> </ul>
<b>第3節 収集運搬計画</b>			
3-1	◆効率的で環境に配慮した収集運搬体制の確立◆ 安定した収集運搬業務に配慮しながら、収集運搬体制の効率化を図ります。	<p>(1) 収集運搬業務の効率化</p> <p>(2) 収集車両による環境負荷の低減化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集運搬に係るコストの削減及びごみ排出抑制を目的に、燃やすごみの収集回数等の見直しに向けた検討を引き続き行います。</li> <li>・家電リサイクル法による義務外品（小売業者の引取義務対象とならない廃家電）について、民間事業者と連携した多様な回収サービスを展開します。</li> <li>・ごみ処理場における処理困難物及び引越し等により発生する多量のごみに対応するため、許可業者の対応能力を把握し、相談者へ適切に案内できる体制を構築します。</li> <li>・環境と調和した収集車両を使用し、環境への負荷を低減します。</li> <li>・令和4年3月に環境省より示された『地方公共団体におけるバイオプラスチック等製ごみ袋導入のガイドライン』を参考に、近隣市町村における導入状況や製造メーカーへのヒアリングを実施し、導入に向け検討します。</li> </ul>
3-2	◆排出モラルの向上◆ 排出モラルの向上を図るため、違反ごみ出しに対する分別指導の強化を図ります。	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転入者に対して、ごみ・資源物の出し方パンフレットを配布し、分別ルールを周知します。</li> <li>・共同住宅の管理者・居住者に対してごみの出し方パンフレットを配布し、分別ルールの周知を徹底します。</li> <li>・住民自治組織やごみ減らし隊と連携し、ごみの出し方や資源物の分別方法などについて指導・助言を行います。</li> <li>・地域や集合住宅の不適正排出について、地域の方や施設管理者等との連携を強化し、掲示物等による改善に努めます。</li> </ul>
3-3	◆高齢化社会への対応 高齢化社会が進むにつれて、ごみ集積所や資源物回収ステーションへのごみ出しに困難が生じることが予想されます。現在実施している高齢者や障がい者等に対するごみ・資源物の訪問収集事業（おはようSUN訪問収集）を継続します。	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一度に多量のごみが排出される生前整理や遺品整理等について、既存の許可業者による対応を推進するため、周知活動や丁寧な相談対応に努めます。</li> <li>・不用品回収業者による金銭トラブルや不法投棄等を避けるため、消費生活センターとの連携を密にし、市民に正しい情報を発信します。また、トラブルの未然防止、解消に向け、警察署との連携強化を図ります。</li> </ul> <p>☆集積所までのごみ出しが困難な高齢者及び障がい者等の負担を軽減するため、福祉部門と連携し、支援を必要とする方におはようSUN訪問収集制度の周知を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化社会へ対応するため、民間事業者と連携したごみの個別回収等についての先進事例等の情報収集を行います。</li> </ul>
<b>第4節 中間処理計画</b>			
4-1	◆適正な中間処理の実施◆	<p>(1) 焼却施設</p> <p>(2) リサイクル施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・龍ヶ崎地方塵芥処理組合と構成市町による連絡協議会に出席し、適正な維持管理費等に向けた協議を行います。</li> <li>・焼却施設及びリサイクル施設については、設備の点検・補修整備等を計画的に実施し、適正な維持管理に努め、積極的な熱回収、資源回収が図られるよう計画的な運営管理を行います。</li> <li>・ごみ処理施設の更新時期を見据え、今後ごみ処理の広域化について協議が進められることから、組合や他市町村と連携しごみ処理の効率化や資源の更なる有効活用に向けた取り組みを検討します。</li> </ul>
4-2	◆維持管理の効率化の検討◆ ごみの処理等に関して市民から多様な要望を受ける一方、これまで以上に経費節減が必要となっています。施設維持管理費の削減や施設運営の効率化について、最適な方法を検討します。	-	

☆は重点取組事項

4-3	◆環境配慮と情報公開◆ 環境基準の遵守やダイオキシン類対策等、環境対策に万全の配慮を期していますが、今後も継続してモニタリングを実施して安全性を確認します。環境情報については、情報公開を行います。	-	・地元板橋地区住民をはじめ、市民に排ガス測定結果などをりゅうほーなどでお知らせします。
4-4	◆新たなごみ処理技術の情報収集◆ 現在、ごみの処理・処分に対して、リサイクルや環境に負荷をかけない適正な処理を重視した新たな技術開発が進められています。それらの新たなごみ処理に関わる技術開発について、情報の収集を行います。	-	・龍ヶ崎地方塵芥処理組合の構成市として効果的、効率的な運営が図られるよう今後も協議を行います。 ・環境省や茨城県との連携を密にし、新たなごみ処理技術や事例の情報収集に努めます。 ・家庭系燃やすごみの中には廃棄物系バイオマスに該当する厨芥類や紙類、草木等類の割合がほかの区分に比べ多く含まれていることから、今後の利用可能性を検討します。
4-5	◆新たな中間処理体制及び施設の検討◆ 新たなごみ処理に関する技術開発について、情報の収集調査・研究を進め、令和13年度以降の新たなごみ処理体制について、組合、利根町、河内町との調整を図りながら、廃棄物系バイオマスの利活用についても検討を行い、適正かつ安全で環境への負荷を低減した中間処理施設の計画・整備を進めます。	-	
第5節 最終処分計画			
5-1	◆最終処分量の削減◆ ごみの排出抑制やリサイクルの推進、中間処理段階における減量化・減容化によって、最終処分量の減量を図り、最終処分場の延命化に努めます。	-	・ごみの排出抑制やリサイクルの推進等により最終処分量の減量を図り、延命化に努めます。 ・リサイクルの推進、生ごみ処理容器等購入補助金の制度を活用しながら最終処分量の削減に努めます。 ・放射性物質を含む焼却灰については、国の基準をもとに、周辺環境に配慮した適正な対応を龍ヶ崎地方塵芥処理組合と協議しながら行います。
5-2	◆最終処分場の適正管理◆ 埋立に際しては周辺環境に十分配慮し、施設の適正な維持管理を行います。また、最終処分場については、今後も引き続き適正に管理します。さらに、安全性、経済性、周辺環境との調和や周辺住民の要望等を総合的に勘案し、跡地利用方法を検討します。	-	
5-3	◆環境配慮と適切な情報公開◆ 安全性を確認するため、今後も継続して地下水等のモニタリングを実施し、測定結果については、適切に情報公開を行います。	-	・地元板橋地区住民をはじめ、市民に地下水等のモニタリング結果をりゅうほーなどでお知らせします。
5-4	◆新たな最終処分方法の検討◆ 令和13年度以降の新たなごみ処理体制での最終処分方法について、組合、利根町、河内町との整合を図りながら、適正かつ安全に処分できる方法を検討します。	-	・龍ヶ崎地方塵芥処理組合の構成市として効果的、効率的な運営が図られるよう今後も協議を行います。

☆は重点取組事項

## 6. 処理計画

### (1) ごみ処理施設

施設名	クリーンプラザ・龍（龍ヶ崎地方塵芥処理組合）	
所在地	龍ヶ崎市板橋町436番地2	
形式	全連続燃焼式（24時間運転）850～950度	
処理能力	180 t／日（90 t／日×2炉）	
発電施設	最大1,500kW	
煙突	地上高59m	
搬入される 廃棄物の量	燃やすごみ	21,281 t／年（龍ヶ崎市分）
	燃やさないごみ	821 t／年（龍ヶ崎市分）
	粗大ごみ	70 t／年（龍ヶ崎市分）
処理方式	焼却処理及びリサイクル資源化	
残渣・資源化量	焼却残渣	2,152 t／年（龍ヶ崎市分）
	不燃・粗大残渣	267 t／年（龍ヶ崎市分）
	資源化量	3,114 t／年（龍ヶ崎市分）

### (2) リサイクルプラザ

施設名	クリーンプラザ・龍（龍ヶ崎地方塵芥処理組合）
所在地	龍ヶ崎市板橋町436番地2
公称能力	60 t／5h

### (3) 灰溶融施設

処理能力	24 t／日（12 t／日×2炉）
------	-------------------

### (4) 木くず類・草（資源化するもの）

施設名	(株)イーベック牛久	(株)ドリーム
所在地	牛久市正直町1375番地	龍ヶ崎市羽原町1755
搬入量	240 t／年	1,470 t／年

施設名	㈱美浦クリーン	丸太建設㈱
所在地	稲敷郡美浦村布佐1732	稲敷郡美浦村木原1884-8
搬入量	440 t／年	

### (5) 廃食用油

施設名	うしくグリーンファーム（株）
所在地	牛久市久野町1496-1
搬入量	4 t／年

### (6) ペットボトルキャップ

施設名	(株)竜ヶ崎資源センター
所在地	龍ヶ崎市貝原塚町3441番地
搬入量	4 t／年

### (7) 生ごみ（資源化するもの）

施設名	日立セメント（株）神立リサイクルセンター
所在地	土浦市東中貫6-8
搬入量	87 t／年

### (8) ペットボトル（資源化するもの）

施設名	(株)協和
所在地	龍ヶ崎市貝原塚町4053-2
搬入量	252 t／年

## 7. 一般廃棄物最終処分場

施設名	クリーンプラザ・龍（龍ヶ崎地方塵芥処理組合）
所在地	龍ヶ崎市板橋町436番地2
埋立面積	19,800 m <sup>2</sup>
埋立容量	118,400 m <sup>3</sup>
浸出水調整槽	3,870 m <sup>3</sup>

## Ⅱ 生活排水処理実施計画

※市下水道課及び龍ヶ崎地方衛生組合公表データにより試算しております。

### 1. 計画処理区域と計画処理区域内人口等

#### (1) 計画処理区域

区 分	計画処理区域
し 尿	公共下水道供用開始区域(農業用集落排水区域を含む)を除く全域
浄化槽汚泥	公共下水道供用開始区域(農業用集落排水区域を含む)を除く全域

#### (2) 計画処理区域内人口等

区 分	面積 (k m <sup>2</sup> )		人口 (人)	
	全 域	計画 処理区域	全 域	計画 処理区域
令和5年 10月1日 現 在	78.59	63.36	75,635	14,943
令和6年 10月1日	78.59	63.35	75,266	13,359

### 2. 排出量

区 分	排 出 量
し 尿	391 kℓ/年
浄化槽汚泥	10,900 kℓ/年

### 3. 収集運搬計画

#### (1) 収集・運搬主体

許可業者が収集・運搬する一般廃棄物
・し尿
・浄化槽汚泥

#### (2) 収集・運搬する一般廃棄物量

区 分	排 出 量
し 尿	391 kℓ/年
浄化槽汚泥	10,900 kℓ/年

#### (3) 収集回数

区 分	収 集 回 数
し 尿	随時
浄化槽汚泥	浄化槽法の規定による

(4) 収集方法

区 分	収 集 方 法
し 尿	戸別収集
浄化槽汚泥	戸別収集

(5) 一般廃棄物の搬入先別内訳量

区 分	搬 入 量	搬 入 先
し尿	391 kℓ/年	龍ヶ崎地方衛生組合
浄化槽汚泥	10,900 kℓ/年	龍の郷・クリーンセンター

(6) 収集・運搬に係る許可業者

業 者 名	住 所	委 託 内 容	収集区域
常南衛生社	龍ヶ崎市馴馬町553-18	し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬	全 域
(有)萩原清掃社	龍ヶ崎市3445	し尿・浄化槽汚泥・ごみ・資源物の収集・運搬	全 域
竜ヶ崎清掃メンテナンス(株)	龍ヶ崎市8924-2	し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬	全 域
関東企業(株)	龍ヶ崎市羽原町1976-18	浄化槽汚泥の収集・運搬	全 域

4. 処理計画

(1) し尿処理施設

施 設 名	龍ヶ崎地方衛生組合 龍の郷・クリーンセンター	
所 在 地	龍ヶ崎市板橋町542番地1	
形 式	前脱水・個液分離、高負荷脱窒素処理方式	
公称能力	218 kℓ/日	
搬入される	し尿	391 kℓ/年 (龍ヶ崎市分)
廃棄物の量	浄化槽汚泥	10,900 kℓ/年 (龍ヶ崎市分)
残渣量	し尿残渣	27 t/年 (龍ヶ崎市分)
	脱水汚泥	324 t/年 (龍ヶ崎市分)